

「東京都アレルギー疾患対策推進計画」(骨子)案の概要

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

アレルギー疾患対策基本法等に基づいて、東京都のアレルギー疾患対策を総合的に推進していくため

2 基本的事項

○計画の位置づけ

法第13条の規定(都道府県はアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる)に基づき、推進計画を策定

○対象とするアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーの6疾患等

○計画期間

平成29年度～33年度(5年間)

【本計画の特徴】

●法及び基本指針に対応

アレルギー疾患対策基本法やアレルギー疾患対策に関する基本的指針において、地方公共団体に求められている事項に対応

●都庁全体の施策を網羅して一覧化

関係各局等のアレルギー関連施策を取りまとめて見える化

●既存の取組をさらに推進していくための対策を明示

これまでの取組を体系化するとともに、平成29年4月に開設したポータルサイト(下記参照)などを活用し、さらに情報提供や人材育成の取組を充実

第2章 アレルギー疾患対策を進める上での課題

1 発症・重症化の予防や症状の軽減

○アレルギー疾患に関する情報の提供

- ・慢性疾患であり、長期にわたって適切な自己管理が必要
- ・正しい情報の不足から適切な治療を受けられない患者が存在

○生活環境におけるアレルゲンや増悪因子等のばく露

- ・疾患の増悪因子が日常の生活環境中に幅広く存在

2 症状に応じた適切な診療を受けられる体制の確保

○アレルギー疾患医療の提供

- ・診療ガイドライン等に基づく標準治療のさらなる普及が必要

○医療機関や専門医に関する情報の提供

- ・病状にあった適切な治療や専門医の情報を容易に入手できる環境が不十分

3 アレルギー疾患患者等を支援する人材や相談体制の確保

○患者等の支援に携わる関係者の資質向上

- ・生活の質の維持向上のためには、保育施設・学校、地域など周囲の理解と支援が不可欠

○きめ細かな相談対応

- ・専門的な治療の内容から心理的支援にまで配慮した適切な相談対応や支援が必要

○地域におけるアレルギー対応体制

- ・施設等と医療機関との連携体制や行政による取組支援など、地域ごとの取組を促進することが必要

第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策

施策の柱Ⅰ 発症・重症化の予防や症状の軽減のための取組の推進

自己管理に役立つ情報の普及啓発

アレルギー疾患に関する情報の提供・普及啓発

生活環境の改善、アレルゲン・増悪因子の軽減対策口

大気環境の改善

花粉症対策の推進

アレルゲンを含む食品に関する対策の推進

室内環境におけるアレルゲン・増悪因子対策の実施

施策の柱Ⅱ ニーズに応じた適切な医療やケアを受けられる体制の整備

医療体制の整備・医療人材の育成等

適切なアレルギー疾患医療を提供するための体制

医療従事者等の資質向上

アレルギー疾患医療に関する情報の提供

専門医・医療機関等に関する情報の提供

施策の柱Ⅲ 生活の質の維持・向上のための支援を受けられる環境づくり

患者等の支援に携わる関係者の資質向上

保健福祉関係者や企業の安全衛生担当者等の相談対応力の向上

保育施設・学校等の職員に対する研修の機会の確保

多様な相談を受けられる仕組みづくり

都保健所等における相談の実施・情報提供

地域に密着した相談体制づくりへの支援

地域におけるアレルギー対応体制の強化

地域における連携体制づくりへの支援

事故防止に向けた組織づくりへの支援

災害への備え

第4章 施策の推進体制等

施策の推進体制等

施策展開の基盤となる調査等の実施

関係機関及び区市町村との連携・協力

専門的知見等を取り入れた対策の検討等

資料

- アレルギー疾患対策基本法、基本指針 等
- 用語説明

【参考】情報提供に関する施策

 **東京都アレルギー情報navi.**
Tokyo Allergy Portal Site

掲載コンテンツ

アレルギー疾患の基礎知識／自己管理方法／研修教材等の出版物／緊急時対応マニュアル／専門医・医療機関情報／診療ガイドライン等の情報／よくある質問／講演会・研修情報／関連リンク 他

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy>

